

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.5】

補 助 金 名 称	民間シェルター（緊急一時保護施設）運営事業補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助（事業費補助）					始期	H11		終期	
予 算 事 業 名	女性相談事業費					（事業コード）		011104		
所 管 部 署	女性活躍推進 部 女性活躍推進 課					係	電話番号		内線2701	
交付先（団体、個人等）	ウィメンズネット旭川									
交付目的	（対象） 誰、何に対して		配偶者等からの「家庭内暴力」から逃れてくる女性及び子供							
	（意図） どういう状態にしたい		緊急一時保護するとともに、自立に向けたサポートを実施することで、女性への人権侵害に対するセーフティネットを整備する。							
対象事業等の内容	この民間シェルターでは、行政機関から紹介されたケースにも対応するなど、公益性の高い活動をし、事業運営も自助努力で行っている。しかしながら、シェルター施設確保に要する経費が、事業運営上大きな負担となっていることを考慮し、運営費のうち施設確保に要する家賃等を補助する。									
積算方法	年間運営費のうち、シェルター運営費に要する施設借上げ料（年間60万円＝5万円×12月）及び光熱水費、燃料費、同行支援費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 相談延べ件数					②				
	単位：件					単位：				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	40	28	32	48	32					
成果指標と過去5年間の実績	① 緊急一時保護件数					②				
	単位：件					単位：				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	3	2	4	2	5					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		134	162	91	23	95
		市補助金		689	776	706	800	800
		道補助金		3,268	4,022	3,724	3,975	4,671
		委託金		351	1,148	183	2,183	650
		活動援助金			200	350	950	900
		その他				850		24
	収入合計		4,442	6,308	5,904	7,931	7,140	
	市補助率(%)		15.5%	12.3%	12.0%	10.1%	11.2%	
支出合計			4,280	6,217	5,881	7,836	7,140	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		162	91	23	95	0	
市負担額	一般財源		689	776	706	800	800	
	特定財源							
	人件費	正職員	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
		人工金額	75	77	78	78	81	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		764	853	784	878	881	
受益対象者数		28	32	48	32	32		
補助金単位コスト(単位:円)		27,286	26,656	16,333	27,438	27,531		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			会計処理については、会計責任者のもとで行われている。また、管理体制も整っているため、適正に処理されている。繰越金については、補助金額の2割程度であり妥当である。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
◇ 上記以外		□ 合致しない	
(4)見直し期間(終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満	
	◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
	◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	■ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する(※左欄2項目とも適合)	
	◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施		
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する	
	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
2公益性	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	市の女性相談と同様の相談支援業務を実施していること、市では有していない緊急一時保護のための施設を維持し、市及び北海道の要請により保護を実施していることから公益性がある。	■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	市内には同様の活動をしている団体がなく、相談対応等は無償で行っており、DV等の相談件数が大きく減少していない中で現在の相談体制を維持するために必要である。	■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	市内で2か所しかないシェルターを運営している団体の運営維持を行うことで、緊急一時保護及び相談支援を通じて、DV被害にあっている女性に対して適切な支援を行うことができた。※市内で行政の委託を受け、シェルター業務を実施しているのはウィメンズネット旭川と社会福祉法人旭川隣保会母子生活支援施設トキワの森の二か所。	■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	1(2)受益者負担について:対象者はシェルターの利用者であり、経済的にも困窮している女性とその子供であるため、受益者負担を求めることが適当でない。 1(4)見直し期間について:家庭内暴力が社会問題化している現状においては、行政が関与する必要性が高く、終期を設定する性質のものではない。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	民間シェルター(緊急一時保護施設)運営事業補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	市内でシェルターを運営する数少ない団体であり、DV等被害者の保護・支援をする上でなくてはならない役割を担う当該団体に対し運営事業に補助する必要性がある。また、自主財源に限られる団体であることから、補助を継続する必要がある。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要 【No.6】

補 助 金 名 称	母子生活支援施設整備費特別補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	H20		終期	R9
予 算 事 業 名	母子生活支援施設整備特別補助金					(事業コード)		011205		
所 管 部 署	女性活躍推進 部 女性活躍推進 課					係	電話番号		内線2701	
交付先(団体、個人等)	社会福祉法人 旭川隣保会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		経済的理由等により、保護が必要となった母子世帯							
	(意図) どういう状態にしたい		母子生活支援施設(以下「トキワの森」という。)を整備することで、母子の生活と自立を支援する。							
対象事業等の内容	母子生活支援施設整備事業を行うため、独立行政法人福祉医療機構を含む金融機関から借り入れした貸付資金に係る当該年度における支払い元金及び利子から事業者負担分を差し引いた額を補助する。									
積算方法	母子生活支援施設整備事業を行うため、独立行政法人福祉医療機構を含む金融機関から借り入れした貸付資金に係る当該年度における支払い元金及び利子から事業者負担分を差し引いた額。									
事業量指標と過去5年間の実績	① トキワの森定員数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	30	30	30	30	30					
成果指標と過去5年間の実績	① トキワの森月初日入所延べ世帯数					②				
	単位:世帯					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	298	266	258	248	249					

2 収支状況等 単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		12,138	11,977	11,817	11,660	11,502
		事業者負担		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		その他						
	収入合計		13,138	12,977	12,817	12,660	12,502	
	市補助率(%)		92.4%	92.3%	92.2%	92.1%	92.0%	
	支出合計		13,138	12,977	12,817	12,660	12,502	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越		0	0	0	0	0		
市負担額	一般財源		12,138	11,977	11,817	11,660	11,502	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
				751	767	776	783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		12,889	12,744	12,593	12,443	12,310	
	受益対象者数		72	68	58	69	69	
補助金単位コスト(単位:円)		179,014	187,412	217,121	180,333	178,406		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない					
			◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◇ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
		◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である						
		会計処理については、会計責任者のもとで適正に処理されている。繰越金は発生していない。						

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		□ 有(4年未満) ■ 有(4年以上) □ 継続4年未満	
◆ 奨励目的の補助、終期を設定			
◇ 終期末設定で、補助継続4年以上		□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
		□ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
(6)支出を証する 書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する	
	◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	(※左欄2項目とも適合)	
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する	
	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する) 市立北星のぞみ荘と統合し、母子生活支援施設トキワの森の増改築を実施したものであり、本来は市で負担すべき整備費を含む事業である。		(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する) 本市内母子生活支援施設はトキワの森一施設のみであり、他に類似した施設もないため、母子保護の実施をするためには補助金による施設整備を行う必要がある。		(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する) 市内で唯一の母子生活支援施設の老朽化した施設を改築整備し、時代のニーズに対応した施設とすることで適切な母子保護を実施することができた。		(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。 1(3)補助率の参考基準:市立北星のぞみ荘と統合し、トキワの森の増改築を実施したため、市が法人の負担分について補助することとしている。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	母子生活支援施設整備費特別補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	市内で唯一の母子生活支援施設を運営する団体であり、母子保護を実施する上で不可欠な支援を担う当該団体に対し、補助を継続する必要がある。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)